

見 解 書

— 東京都港地区清掃工場建設事業 —

平成 6 年 6 月

東 京 都

1 総 括

1.1 事業者の名称及び事務所所在地

名 称：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一
事務所所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称

東京都港地区清掃工場建設事業
〔事業の種類：廃棄物処理施設の設置〕

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1のとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所 在 地	東京都港区港南五丁目7番1他
	敷 地 面 積	約 29,600 m ²
	工事着工年度	平成6年度(予定)
	工場稼働年度	平成10年度(予定)
	処 理 能 力	可燃ごみ 900t _日 / 日 (焼却炉 300t _日 / 日・炉×3基)
	工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約39m
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ約130m
	駐 車 場	見学者用車両等

1.4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概略

評価書案について都民の意見書が33件、関係区長として港区長、品川区長から意見が出された。また、公聴会においては公述人10人から意見が述べられた。それに対する事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解
<p>〔大気汚染〕 (清掃工場煙突排出ガス) ①3年度の二酸化窒素、オキシダント、浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準をクリアーしていないとの調査結果であるが、目標達成にどのような措置を考えているのか。</p>	<p>二酸化窒素の環境基準が達成されない現状を改善するため、都では「窒素酸化物削減対策」の推進を図っているところです。平成4年11月に発表した「東京都総合実施計画」では、低公害車の普及促進、自動車交通量抑制対策の実施等を行い、環境基準を早期に総体として達成し、さらにより高い目標の達成をめざしています。なお、平成4年度までに既設全清掃工場への脱硝装置の設置を完了しています。</p> <p>本事業においても、触媒脱硝装置を設置することはもとより、各項目において法規制値よりも厳しい自己規制値(P.22)を設定しこれを遵守します。</p> <p>浮遊粒子状物質については、発生源が工場や事業場、自動車から排出されるもの、自然界からのもの、あるいは二次的に生成されるものなど複雑多岐であり、発生源と環境中の濃度との関係に未解明な部分が多く残されている状況です。</p> <p>清掃工場の煙突排出ガス中のばいじんは、排出源が特定できる、浮遊粒子状物質の原因物質の一つです。本事業においては、集じん装置を設置することにより、ばいじんの排出量を抑制します。</p> <p>また、光化学スモッグの一因であるオキシダント及びいおう酸化物について定めた「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱」(東京都環境保全局)により、緊急時の措置について焼却量の削減など迅速かつ、適切に対応します。</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解
<p>(ダイオキシン等)</p> <p>①清掃工場の煙突から排出される煙や焼却灰中のダイオキシン、コプラナPCB 等については、環境影響評価書案では不十分であり、納得いかない。</p> <p>②ダイオキシンを予測評価項目に入れるべきだ。</p> <p>③ダイオキシン類発生防止等ガイドラインをオーバーしたら、清掃工場をストップすべきだ。</p> <p>④厚生省のガイドラインに示されたダイオキシンの排出濃度暫定指針値を、アメリカやスウェーデンなどの基準値を参照してできるだけ厳しいものにするべきだ。</p> <p>⑤何でも焼却するのでダイオキシンが発生してしまう。 分別しにくいものが沢山出ていることが問題だ。</p> <p>⑥ダイオキシンの危険度に対して余りにも警戒心がなすすぎる。 ダイオキシン対策をどの様に考えているのか。</p> <p>⑦ダイオキシンを除去する焼却炉を導入すべきだ。</p> <p>⑧東京都の調査によれば、清</p>	<p>環境影響評価書案の作成にあたっては、「東京都環境影響評価条例」及び「東京都環境影響評価技術指針」に基づいて、最新のデータと科学的知見により予測・評価を行っています。</p> <p>ダイオキシンは、ごみの焼却処理において未燃焼の有機物と塩素分が、特定の条件で燃焼した場合生成されます。したがって、本事業においては、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成2年12月、厚生省）に基づき、以下に示すような燃焼管理を行いダイオキシンの発生防止に努めます。</p> <p>①焼却設備</p> <p>ア 焼却温度は 800℃以上とします。</p> <p>イ 上記温度での滞留時間は2秒以上とします。</p> <p>ウ 煙突出口での一酸化炭素濃度は50ppm 以下とします。</p> <p>エ 炉出口排ガスの酸素濃度は6%以上とします。</p> <p>オ 温度計、一酸化炭素濃度連続分析計、酸素濃度連続分析計を設置することにより、上記条件での運転を確保します。</p> <p>②集じん機</p> <p>ア 集じん機入口排ガス温度を 200℃以下とします。</p> <p>イ 集じん機出口ばいじん量は0.02g/Nm³以下とします。</p> <p>また、集じん効率の高い集じん設備により、排出を抑制（期待値0.5ng/Nm³:2,3,7,8-TCDD国際毒性等価換算係数による濃度）するよう計画しています。</p> <p>この0.5ng/Nm³ が煙突から飛散して人体にどれだけ影響を及ぼすか試算すると、1日当たりの人体吸収量（人1日当たりの呼吸量15m³、体重60kg、大気拡散倍率560,000倍）は2.23×10⁻⁷ng/kg/日となります。</p> <p>この値は「廃棄物処理に係るダイオキシン問題を評価考察するための指針値」（昭和59年5月、厚生省）（以下「暫定評価指針値」という。）0.1ng/kg/日と比較して約44万分の一と非常に小さい値となります。</p> <p>なお、この暫定評価指針値は「廃棄物処理に係るダイオキシン等専門家会議」（厚生省）において、アメリカ環境保護庁（EPA）が、発癌性等の影響を認めな</p>

主な意見の要旨	事業者の見解
<p>掃工場の排ガスに含まれているダイオキシンの濃度が前回の調査よりも数倍高い数値になっている事が実態調査でわかったと新聞報道されているので心配だ。</p> <p>⑨ダイオキシン等の未規制物質の調査は、毎年するべきだ。</p> <p>⑩規制値のない水銀、カドミウム、クロム、鉛等の重金属や、PCB、ダイオキシン等の測定は毎月行うべきだ。</p>	<p>いレベルが一日当たり1ng/kg/日であるとしたのに基づき、その十分の一である0.1ng/kg/日に設定したものです。</p> <p>清掃局では、昭和60年度より煙突から排出されるダイオキシン濃度について、3年間で全清掃工場を一巡するように毎年調査を行っています。</p> <p>平成4年度における調査では、大田第一、第二、光が丘、足立、多摩川の5つの清掃工場を対象としています。この調査結果の内最大値を示したのは、大田第二清掃工場の50ng/Nm³となっています。これが煙突から飛散して、人体にどれだけ影響を及ぼすか試算すると、1日当たり人体吸収量は、最大着地濃度となる場所で0.0003ng/kg/日となります。</p> <p>この値は「暫定評価指針値」0.1ng/kg/日と比較して約330分の1と十分に小さい値となっています。</p> <p>今後は、さらに燃焼の安定化、集じん機前の排ガス温度の低減等の対策を強化することにより、ダイオキシン濃度は改善されると考えます。</p> <p>工場排出ガス中の水銀以外の重金属類は、沸点が比較的高いことから、集じん設備の雰囲気温度(約200℃)まで下がると、ほぼ凝縮して固体となり、集じん設備で捕集されほとんど大気中には排出されません。なお、排ガスに含まれる水銀については、洗煙装置で水銀等との反応性に富む金属捕集剤(液体キレート)により除去します。</p> <p>また、排ガス中のばいじんに含まれる水銀、カドミウム、鉛等の重金属の調査は、原則として2ヵ月に1回の割合で定期的に、各清掃工場において行っています。</p> <p>さらに、コプラナ PCB等については現在、国が分析方法の確立及び都市ごみ焼却に係るデータの蓄積を行っている段階であり、国の動向を見守りつつ今後の対応策を検討してまいります。</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解
<p>(清掃車排出ガス)</p> <p>①毎日 675台もの清掃車が往復すると、清掃車両排ガスは近隣住民や樹木に悪影響を及ぼすので、低公害車や無公害車の導入を図ってほしい。</p> <p>②道路の立体化や地下道を設けることによって渋滞を解消し、排気ガス濃度が高くなるのを防ぐべきだ。</p>	<p>自動車から発生する排ガスが環境に与える影響は大きく、これを減少させることが社会的に強く要請されています。とりわけ、東京都が率先して排出ガスの抑制に努めることは、都民の生活環境を保全する上でも最も大切なことと考えます。</p> <p>このため、現在まで清掃車両には、窒素酸化物の排出抑制に、より有効な副室式ディーゼルエンジンを可能な限り採用し、LPG車についても順次導入するなど、有害ガスの減少に努めています。</p> <p>さらに、低公害化を促進するために、メタノール清掃車を試験導入して調査を実施し、現在本格導入の可能性を含めて結果を取りまとめています。</p> <p>導入台数：①ガソリンエンジン改造型メタノール ごみ収集車 1台(昭和63～平成2)</p> <p>②ディーゼルエンジン改造型メタノール ごみ収集車 1台(平成3～平成5)</p> <p>③ディーゼルエンジン改造型メタノール 連絡車 1台(平成3～平成5)</p> <p>また、平成5年2月から電気自動車を試験導入し、車両性能・作業性等について調査・検討を進めているところです。</p> <p>導入台数：ごみ収集車 3台(平成5年4月) 軽4輪貨物自動車4台(平成5年2月)</p> <p>さらに、平成5年7月から2年間の予定で、天然ガスごみ収集車のモニター試用を行っています。</p> <p>その他の低公害車については、各メーカーの開発状況等を注視しつつ、関係部門と協議しながら対応を検討してまいりたいと考えます。</p> <p>清掃車による交通渋滞の発生については、工場位置と港区の収集エリアの関係や現状の交通混雑状況を勘案して、清掃車の走行ルート及び稼働時間の分散化を図るよう対応してまいります。また、交通管理者等関係機関とも協議し、交通渋滞をできるだけ避けるように努めてまいります。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解
<p>〔悪臭〕</p> <p>①清掃工場から排出される悪臭は、近隣住民に影響の無いような工場設備を、装置の点から十分に検討するべきだ。</p>	<p>悪臭対策は、以下に示すと通りの対策を講じてまいります。</p> <p>①工場棟</p> <p>ア ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにします。また、ごみバンカ内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭気を取り除きます。</p> <p>イ プラットホームの出入口にはエアーカーテン及び自動扉を設けます。また、プラットホームへの進入路北側を背の高いコンクリート壁とし、風がプラットホーム内へ吹き込まないようにします。</p> <p>ウ ごみバンカには、バンカゲート（扉）を設け、ごみ投入時以外は閉じておきます。</p> <p>エ 定期点検整備等の焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送って活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにします。</p> <p>②清掃車</p> <p>ア ごみ収集車は、自動洗車装置により洗車し、清潔にします。</p> <p>イ 工場内及び工場周辺で清掃車が通行する道路は適宜洗浄します。</p>
<p>〔騒音・振動〕</p> <p>①建設工事の期間中の各種建設機械や工事用大型車両、及び供用後の施設や自動車からの騒音・振動の発生が考えられるので、特に教育施設等周辺環境に対する影響を最小限とするよう適切な管理体制を講じられたい。</p>	<p>東京都は、自動車交通に起因する、大気汚染、騒音及び振動の防止を目的とした「東京都自動車公害防止計画」を策定しました。</p> <p>これに基づき清掃局では清掃関係車両については、公害対策上より有効な副室式ディーゼルエンジン車を可能な限り採用し、LPG車についても順次導入するなど有害ガスの低減に努めています。さらに、より一層の低公害化を促進するため、メタノール車、電気自動車、及び天然ガス車を試験導入し、車両性能、排出ガス及び操作性・作業性等の調査を進めています。</p> <p>本事業における工事中の騒音・振動については、次のような対策を講じてまいります。</p> <p>①敷地境界には、仮囲いを設置して極力防音に努めます。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解
	<p>②できる限り低騒音・低振動の建設機械及び工法を採用し、騒音・振動の防止に努めます。</p> <p>また、工事の着手に際しては、地元の方々に工事説明会を開催し理解が得られるよう努めてまいります。</p> <p>供用後の清掃工場から発生する騒音・振動については、次のような対策を講じてまいります。</p> <p>①工場設備は、原則として屋内に設置するほか、屋外に設置する復水器用ファンは、周囲の壁に吸音材を取り付け騒音を減少させます。</p> <p>②設備機器は堅固に取り付け、騒音・振動の外部への伝達を遮断します。</p> <p>③必要な機器には、消音器を付けます。</p> <p>なお、清掃車の周辺道路の通行については、交通管理者や周辺住民等との協議により、通学時間帯に配慮した搬入道路を指定します。清掃車には、これを厳守するように指導するとともに、安全運転についても徹底していくように努めます。</p>
<p>〔水質汚濁〕</p> <p>①工場内に設置するような小さな設備でどのような処理ができるのか疑問がある。</p> <p>建設工事中に発生する濁水や雨水処理も同様で、ただの沈殿池では処理したとはいえない。</p> <p>水質汚濁を評価項目に入れるべきだ。</p>	<p>工場建設及び稼働に伴い発生する汚水は、下水排除基準に適合するよう処理を行った後、公共下水道へ放流します。よって、河川等への影響はありません。</p> <p>清掃工場に設置する汚水処理設備は、凝集沈殿処理装置・急速ろ過装置・汚泥処理装置等からなっています。</p> <p>凝集沈殿処理装置は、酸・アルカリ・凝集剤・凝集助剤及び液体キレートを使用して、汚水中の重金属及び浮遊物を除去するための設備で、PH調整槽・凝集槽・沈殿槽より構成されています。</p> <p>急速ろ過装置では、凝集沈殿処理された中和水をさらにろ過します。</p> <p>汚泥処理装置では、凝集沈殿処理装置より送泥された汚泥を脱水処理します。</p> <p>急速ろ過装置でろ過された処理水は、下水道排除基準以下となるよう適切に管理します。</p> <p>また、汚泥処理装置で脱水処理された、重金属等を含んだ汚泥は、管理型埋立処分場に埋め立てます。</p> <p>さらに、埋立処分後においても処分場周辺水域の水</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解
	質調査等を行い、処分場を適正に監視していきます。
<p>〔地盤沈下及び地形・地質〕</p> <p>①工事中の地下水の揚水等により、周辺地盤の沈下・変形を引き起こすことがないよう、採用する工法等に十分配慮されたい。なお、周辺道路に影響がないよう調査し、影響が認められる場合は、地盤改良等の対策を講じられたい。</p>	<p>地下構造物の建設にあたっては、遮水性の高い山留め壁を難透水性の層まで根入れするなど適切な工法を採用し、地盤沈下及び地下水の水位に影響を与えないよう十分配慮してまいります。</p> <p>なお、山留め壁の変位防止や重機の作業性、軟弱残土の運搬のため、一部含水比の高い地層については、生石灰パイル等による地盤改良を行います。</p> <p>また、地盤改良の施工にあたっては、「薬液注入工法の管理」（昭和52年、東京都建設局長制定）並びに「同工法の管理に関する通達の運用」に基づき行います。</p>
<p>〔電波障害〕</p> <p>①煙突による計画地周辺への電波障害が懸念されることから、工事中及び完成後の受信障害について状況を調査し、実態の把握に努められ、障害が発生した場合は、速やかに適切な対策を実施されたい。</p>	<p>清掃工場の建設に伴い、電波障害が発生することが予想されます。この電波障害を解消するため、受信障害が発生する地域に電波障害対策を行います。</p> <p>なお、この措置は工事の進捗にあわせて、電波障害の状況調査を行い、共同受信施設の詳細について区及び関係者と協議し、実施してまいります。</p>
<p>〔風害〕</p> <p>①煙突による風の発生が懸念されることから、港南大橋の歩行者への影響を始め周辺環境に対して、植栽等対応策を講じられたい。</p>	<p>煙突による風害は、煙突の高さに対する幅の割合を考慮すると、風速増加領域は少ないと推測され、ほとんど影響はないものと考えます。なお、計画中と同様の既設清掃工場の煙突においても、風害による苦情等の報告はありません。</p>
<p>〔景観〕</p> <p>①工場棟は、曲面の屋根、周辺と調和した色彩等により、軽快感をもたせているといっているが、周辺の建物との調</p>	<p>最近、価値観の変化とともに“うるおい”や“アメニティ”に対する関心が高まり、都市のまちづくりにおいて、良好な都市景観の形成が重要な課題となっています。</p> <p>清掃工場についても、機能を優先した従来のコンク</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解
<p>和がとれず、奇抜な建物という印象が強い。かえって目立ってしまう。周囲の建物と同じようにした方が調和がとれるのではないか。</p> <p>流線型の建物は経費がかかる。不必要な物に税金を使うべきでない。</p> <p>②私たちが希望している21世紀の先頭に立つ新しい清掃工場というのは、形の上の超モダンなものを言っているわけではない。外見は平凡でもいいので、その分内容を充実させてほしい。</p>	<p>リートの箱というイメージから、思い切った転換を図り、都市景観の一つとして住民に理解され親しまれることが必要です。</p> <p>港地区清掃工場の建設予定地は、臨海副都心を始めとして芝浦埠頭、天王洲地区などの大規模開発プロジェクトに囲まれており、品川駅東口地区の開発事業も予定されています。また、海を隔てたレインボーブリッジから至近の位置にあり、陸側では東京モノレールや首都高速道路から望むことができます。</p> <p>このような立地条件を前提とし、港地区清掃工場は従来の清掃工場のイメージを一新するデザインにすることにより、建設予定地周辺のイメージリーダーの一つとしての役割を期待したものです。</p> <p>港地区清掃工場の基本デザインの作成にあたっては、建設予定地北側のセメントサイロ、南側の倉庫群、天王洲の超高層ビル群の垂直ラインを意識し、柔らかなカーブにより水面に浮かぶ睡蓮のイメージで構成しました。</p> <p>また、レインボーブリッジやモノレールという高い位置からの視線を考慮して、屋根と外壁面のデザイン・素材を工夫しました。と同時に、従来の下から見上げる視線については、外壁を曲線で構成することにより威圧感を和らげるようにしています。</p> <p>工場棟については、周囲と調和する色彩を用いるとともに、下部から上部に向けて次第に明るくすることにより、量感を軽減して軽快感を持たせる効果を期待しています。</p> <p>さらに、敷地周辺部を極力緑化することにより、現在の景観に比べて良好な景観が創出できると考えます。</p> <p>なお、屋根は桁行方向の大梁に曲面加工が必要となりますが、外壁は、曲率が大きいため直線のつながりと考えられます。したがって、曲面形状による建物容積の多少の上昇はありますが、そのための工事費の上昇は少ないと考えます。</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解
<p>〔その他〕 (清掃事業一般)</p> <p>①リサイクルの徹底によるごみ減量、資源化を、行政・企業・住民が一体となって実践していくべきだ。</p> <p>②清掃工場建設の計画が出たときには、まだリサイクルシステムや減量化運動ができていないところに非常に問題がある。</p> <p>③清掃工場の建設にばかりお金をかけないで、それ以前に分別の徹底や減量の指導などに人と手間をかけて、ごみの全体量を減らすことに力を入れるべきだ。</p> <p>④資源リサイクルというのは資源の物質としてのリサイクルと、エネルギーとしてのサーマルリサイクルの二種類である。この点について住民にもっと理解しやすい説明をすべきだ。</p> <p>⑤焼却は最大の分別の一つであり根本的に賛成である。</p> <p>⑥港地区清掃工場建設事業には絶対反対だ。</p> <p>⑦リサイクル型プラントの建設には、そのための社会システムの構築が基本的重要事項</p>	<p>東京都は、第三次長期計画において「リサイクル型都市づくり」を緊急プランの一つに位置づけ、長期的・総合的廃棄物対策を最重要施策として、計画化しています。</p> <p>廃棄物問題の解決には、廃棄物の発生抑制と、その再利用・資源化を図ることが重要です。</p> <p>このため、平成3年10月に東京ごみ会議において都民・事業者・行政が一体となって検討し「ごみ減量化行動計画」を策定しました。この「ごみ減量化行動計画」に基づきこの三者が一体となって生産・流通・消費・廃棄の全ての段階で、ごみの発生抑制を基本とし、リサイクルの促進などにより、平成12年度までに、事業系ごみ30%、家庭ごみ20%、全体で23%の減量に取り組んでいます。</p> <p>同じく平成3年10月に発表した「清掃工場建設計画」は、この減量目標をもとに策定しました。</p> <p>このごみ減量化のための基本理念を具体的に実施していくために、ごみの処理、処分が中心であったこれまでの清掃条例を全面改正し、「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成5年4月1日施行）を制定し、この条例に基づき現在各種の取り組みを行っています。</p> <p>具体的には、ごみ減量キャンペーン等による普及広報活動、大規模事業所を対象に排出抑制と再利用・資源化の指導の徹底、ごみ袋の半透明化、地域リサイクルセンターの整備、商店街ごみ減量モデル事業の実施、ごみ処理施設での鉄分やアルミの回収など、廃棄物の発生抑制・再資源化を推進しています。</p> <p>さらに、リサイクルの推進においては、都と区が一致協力してそれぞれの立場から積極的、効率的に取り組む必要があります。都と区は、平成4年2月都区協議会で決定した役割分担に従って、平成5年11月「リサイクル推進計画」を策定し、各種の事業を推進しています。</p> <p>また、住民団体や事業者団体等による集団回収やリサイクル運動も活発に行われています。</p> <p>ここ数年、以上のようなごみ減量策の取り組みもあ</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解
<p>である。本プラント完成時点における社会機能、技術対応力等を如何に想定し、また住民をリードして行く計画か。</p> <p>⑧様々な視点から研究、検討して、後世に残していかなければ、その建物も巨大なごみになってしまう。港地区の焼却型清掃工場が、東京都では最後の、そして最大のごみにならないように努力してほしい。</p>	<p>って、ごみ量は減少傾向を示していますが、ごみの量そのものは、なお相当高い水準にあります。</p> <p>東京都としては、今後ともさらに、ごみの発生抑制、減量化・資源化のための施策を積極的に推進してまいります。それでも排出されたごみについては、現状では衛生的かつ減量・減容化に優れている焼却処理を採らざるを得ないと判断しています。</p> <p>また、清掃工場では、ごみ焼却熱エネルギーを焼却プラントの運転用、近隣公共施設等への熱供給、発電に利用するなど、省資源・省エネルギーにも努めています。</p> <p>港地区清掃工場建設事業においては、リサイクルされてもなお残る可燃ごみを基本として焼却処理する計画としています。</p>

2 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

東京都は、平成4年11月に発表した'93 東京都総合実施計画において、平成7年度までに可燃ごみの全量焼却を達成し、さらにその能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設・建替えを進める計画である。

清掃工場の建設にあたっては、地域から出たごみはその地域で処理するという「自区内処理の原則」を基本理念におき、負担の公平化と作業の効率化・円滑化に努めているところである。

本事業は、この施策の一環として港地区に清掃工場の建設を行うものである。'93東京都総合実施計画に基づく平成3年度から12年度までの計画は、表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1 '93東京都総合実施計画に基づく事業計画

事業名	事業計画	平成4年度末	平成3～12年度計画
		現況	
清掃工場の建設・建替	可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設及び建替えを進める。	13工場稼働中 11,080t/日	<ul style="list-style-type: none"> ●焼却能力の増強 <ul style="list-style-type: none"> ・新設 3,380t/日(8工場) (7年度までに焼却能力 2,180t/日(5工場)増強) 臨海、破碎、墨田、世田谷、台船式港、豊島、渋谷 ●建替 <ul style="list-style-type: none"> ・完成 5工場 (千歳、江戸川、北、江東、練馬) ・着手 3工場 (板橋、多摩川、大井)

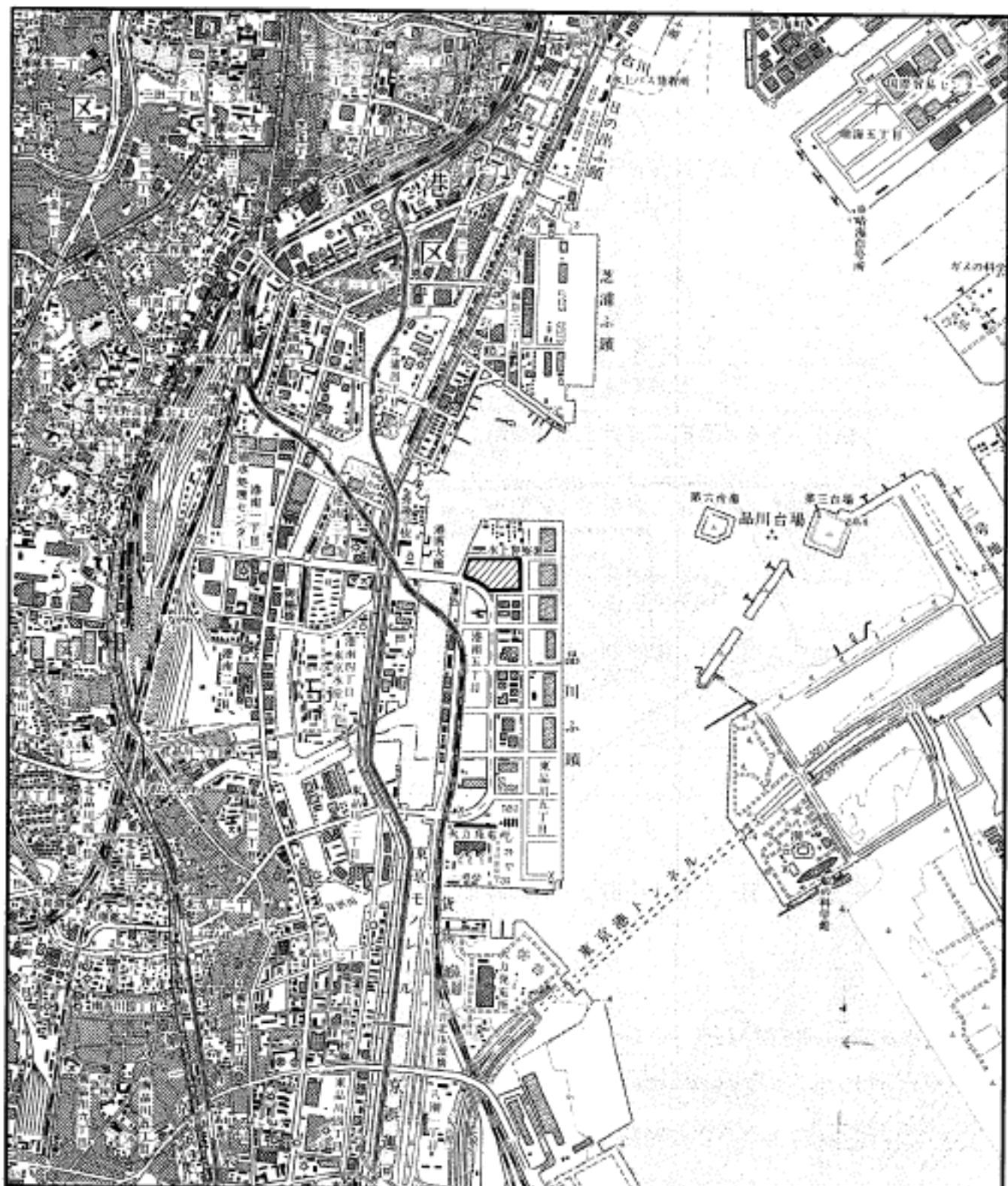
2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図2.2-1に示すとおり、JR品川駅の東約1,500mの地点で、品川ふ頭の北側に位置する。所在地は次のとおりである。

所在地：東京都港区港南五丁目

なお、対象事業の区域は図2.2-2に示すとおりである。



凡 例

 建設予定地

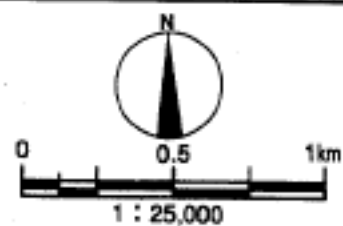
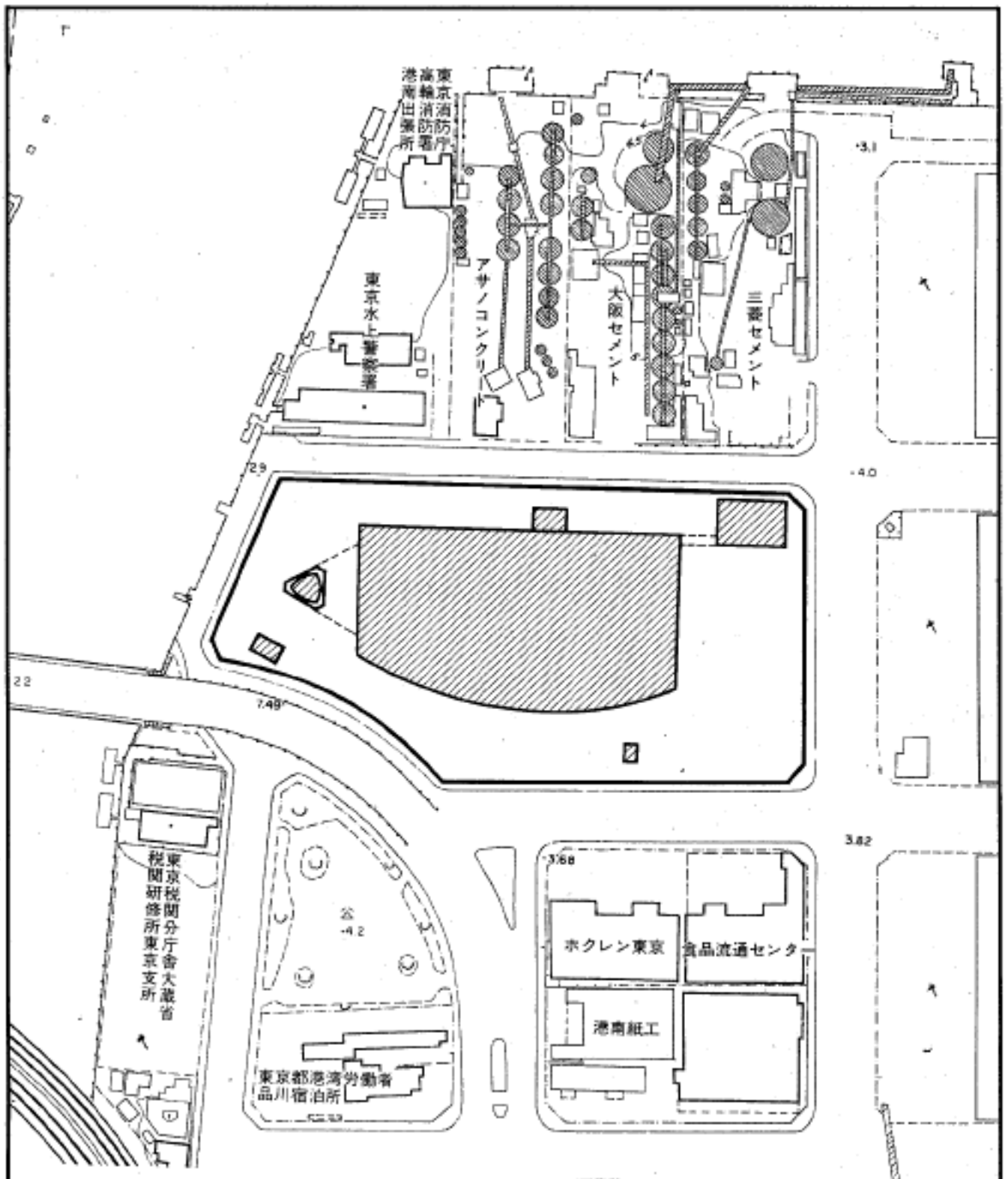


図 2.2 - 1

対象事業の位置



凡 例

- 建設予定地
- 計画工場

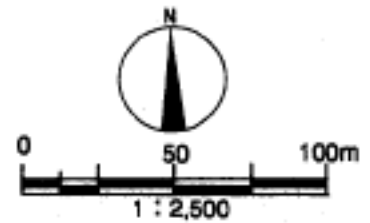


図 2.2 - 2
対象事業の区域

2.2.2 計画の内容

(1) 施設配置計画

施設計画の概要は表2.2-1に、施設の配置計画は図2.2-3に示すとおりである。

表2.2-1 施設計画の概要

施設		面積	計画の概要
建築物等	工場棟	約12,900㎡ (建築面積)	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：約 39m
	付属施設		管理棟、計量棟、洗車場、倉庫
	煙突		構造形式：外筒鉄筋コンクリート造 高さ：約 130m
構内道路・駐車場	約10,700㎡	構内道路、駐車場（大型バス 3台、一般車・清掃車 100台）	
緑地	約 6,000㎡	緑地	
合計	約29,600㎡		

ア 建築物等

主な建築物として工場棟、付属施設及び煙突があり、煙突の高さは約130mである。

イ 構内道路、駐車場

清掃車の搬入・搬出ルートは、港南大橋を通り、建設予定地の南側道路からとし、敷地の南側に出入口を設ける。なお、敷地の西側にも退出口を設ける。構内道路は2車線で、清掃車がスムーズに走行できるように配慮している。

なお、一般車用駐車場は敷地東側に設けるとともに、一般車、見学者用の出入口を敷地の東側に設け、清掃車との分離を図る。

ウ 緑地等

敷地外周部はできるかぎり緑化するとともに、清掃車の搬出入ルート側となる南側に緩衝機能を持った緑地を配置するなど、約 6,000㎡の緑地を設ける。

植栽樹種の選定にあたっては、臨海部という立地条件を考慮し、耐潮性に優れた樹種を採用することとし、常緑樹を主にして、高木、中木、低木を適切に植栽する。

(2) 焼却設備計画（焼却設備の主要項目）

焼却設備の主要項目は表2.2-2に示すとおり、1日900トンの可燃ごみを焼却する設備である。

表2.2-2 焼却設備の主要項目

項 目	焼却設備（プラント）計画の内容
処 理 能 力	900トン/日 (焼却炉 300トン/日・炉×3基)
処 理 方 式	全連続燃焼式火格子焼却炉
処 理 対 象 ご み	可燃ごみ
運 転 計 画	・ 1日24時間の連続運転 ・ 900トン/日焼却
搬 入 ご み 量	1,050トン/日（週6日搬入）

(3) 車両計画（ごみの搬入及び灰等の運搬計画）

ア ごみの収集区域

港区及び近隣区

イ ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日の朝8時～夕方5時

ウ 清掃車台数

清掃車の台数は表2.2-3に示すとおりである。

表2.2-3 清掃車台数

車 両		車 種	台 数
清 掃 車	ごみ収集車	小 型	975台
	灰運搬車	大 型	38台

注) ごみ収集車は、新小型車（4㎡車）換算台数である。

灰運搬車は、ダンプトラック10㎡車とした。

2.2.3 工事計画

建設工事の期間は、平成6年度末に着工後、約42か月を予定している建設工事の主な工種は、準備工事、山留め・地盤改良及び杭工事、掘削工事、く体・仕上工事、プラント工事、外構工事に分けられる。

2.3 環境管理に関する計画等の配慮

東京都は、21世紀に向けて快適な環境をつくりあげ、人間性にあふれた真に豊かな都市社会の実現と地域の特性や役割を生かす都市社会の形成を目指したマイタウン東京構想を実現していくために、昭和62年度に「東京都環境管理計画」を策定した。

また、平成4年5月には、これまでの施策のより一層の充実を図るとともに、資源やエネルギーの消費を極力抑制し、ごみや水、都市排熱等の有効利用等を促進することによって、快適な地域環境を創造し、それを通じて地球環境保全にも貢献することを目的として同計画を改定した。さらに、東京の都市地域の身近な緑の倍増と残された良好な緑の保全を図るため、「東京都緑の倍増計画」が策定されている。

港地区清掃工場の建設計画にあたっては、この「東京都環境管理計画」「東京都緑の倍増計画」の基本方針を十分に考慮し、環境保全上の見地から次のような事項に対して配慮した。

(1) 大気汚染防止

大気汚染防止のため法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。

(2) 省資源、省エネルギー

ごみの焼却により発生する熱は廃熱ボイラにより回収する。回収した熱は、公共施設等への熱供給用エネルギーとして使用するほか、発電機により電気エネルギーに転換し、ごみエネルギーを有効に利用する。また、工場設備には省エネルギー型の機器を設置し、エネルギー消費の節減を図る。

(3) 地域景観との調和

清掃工場の建築物等については、屋根を曲面にするなどデザインを工夫するとともに、色彩も周囲との違和感の少ないものとし、地域景観との調和を図る。

(4) 緑化

工場敷地の20%以上に樹木等を植栽し緑化を図る。

2.4 環境保全のための措置

(1) 建設工事中の配慮

- ア 工事に際しては、必要に応じて散水するなど、粉じんの飛散防止に努める。
- イ 工事用車両による周辺道路の汚れを防止するため、タイヤ洗浄用の洗車場を設け、退出する工事用車両を適宜洗車する。
- ウ 工事中は防音対策として、鋼板による仮囲いを工場敷地周辺に設置する。
- エ できる限り低騒音・低振動の建設機械及び工法を採用する。
- オ 工事施工中の濁水は、下水排除基準を満足する処理を行い、公共下水道へ放流する。また、洗車排水についても同様に処理する。
- カ 本事業により生じる残土については、「東京都建設残土再利用センター」等を活用して、極力埋戻し土等としての再利用に努める。
なお、掘削土搬出時には、シート掛けを行い、土の飛散を防止する。
- キ 山留め壁工事、杭打ち工事等に伴って発生する汚泥は、産業廃棄物処理基準等の法令に従い処分する。
- ク 地下構造物の建設にあたっては、遮水性の高い山留め壁を難透水層まで貫入させるなど適切な工法により施工する。
なお、地下水位の変化等の監視を行う。
- ケ 地盤改良の施工にあたっては、東京都建設局長制定（昭和52年）の「薬液注入工法の管理」並びに「同工法の管理に関する通達の運用」に基づき行う。

(2) 清掃工場計画上の配慮

環境保全のため、清掃工場の公害防止対策は表2.4-1に示すとおり、大気汚染防止については法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守するため定期的に監視を行う。また、次のような措置を講ずる。

表2.4-1 清掃工場の公害防止対策

項目	根拠法	法規制値	自己規制値	
大気汚染	ばいじん	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和57年総理府令第24号)	0.08g/Nm ³	0.02g/Nm ³
	塩化水素	大気汚染防止法	700mg/Nm ³ (430ppm)	15ppm
	いおう酸化物	大気汚染防止法 (総量規制)	280Nm ³ /日 (約37ppm)	20ppm
	窒素酸化物	大気汚染防止法 (総量規制)	18.91Nm ³ /時	13.23Nm ³ /時 (日平均1時間値) 60ppm
	水銀	——	——	0.05mg/Nm ³
水質汚濁	下水道法	下水排除基準		
騒音	東京都公害防止条例	指定建設作業	——	準工業地域の規制
		工場・指定作業場	準工業地域の規制	
振動	東京都公害防止条例	指定建設作業	——	準工業地域の規制
		工場・指定作業場	準工業地域の規制	
悪臭	東京都公害防止条例	準工業地域の規制		

注) 1 自己規制値は、工場の公害防止対策上設定した値である。

2 () 内は、自己規制値と比較するために換算した濃度である。

3 排出濃度は、O₂12%換算値である。

ア 大気汚染

清掃工場排出ガス中の汚染物質については、ろ過式集じん設備、洗煙設備及び触媒脱硝設備により、排出を極力抑える。

イ 悪臭

悪臭の発生を防止するため、以下の対策を行う。

(ア) 工場棟

- a ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ごみバンカ内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭気を取り除く。
- b プラットホームの出入口にはエアーカーテン及び自動扉を設ける。また、プラットホームへの進入路北側を背の高いコンクリート壁とし、風がプラットホーム内へ吹き込まないようにする。
- c ごみバンカには、バンカゲート（扉）を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。
- d 定期点検整備等の焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送って活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。

(イ) 清掃車

- a ごみ収集車は、自動洗車装置により洗車し、清潔にする。
- b 工場内及び工場周辺の清掃車が通行する道路は適宜洗浄する。

ウ 騒音・振動

騒音・振動の発生を防止するため、以下の対策を行う。

- a 工場設備は原則として屋内に設置するほか、屋外に設置する復水器用ファンは、周囲の壁に吸音材を取付け騒音を減少させる。
- b 設備機器は堅固に取付け、騒音・振動の外部への伝達を遮断する。
- c 必要な機器には消音器をつける。（例：ボイラ用安全弁等）

エ 水質汚濁

清掃工場の稼働に伴う汚水は、汚水処理設備により下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。

オ 植 栽

工場敷地内の周囲は出来るだけ植樹帯（20%以上）を配置する。

カ 電波障害

共同受信施設の設置等により障害を解消する。

キ 景 観

建築物や煙突による閉鎖感などの影響を緩和するためデザインや色彩を
軽快にする。

ク その他

工場で排出される灰等は、管理型埋立地に埋め立てる。